

総社市告示第27号

総社市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱等の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

(総社市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱の一部改正)

第1条 総社市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(平成19年総社市告示第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(事務) 第18条 特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、危機管理室及び <u>財産管理課</u> が行うものとする。	(事務) 第18条 特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、危機管理室及び <u>財政課</u> が行うものとする。

(総社市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正)

第2条 総社市生涯学習推進本部設置要綱(平成17年総社市告示第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(企画委員会) 第5条 略 2 企画委員会は、教育部長、政策調整課長、総務課長、環境課長、人権・まちづくり課長、市民課長、健康医療課長、福祉課長、こども課長、 <u>企業誘致商工振興課長</u> 、都市計画課長、教育委員会庶務課長、学校教育課長、こども夢づくり課長、生涯学習課長、文化課長、中央公民館長及び図書館長をもって構成する。 3～5 略	(企画委員会) 第5条 略 2 企画委員会は、教育部長、政策調整課長、総務課長、環境課長、人権・まちづくり課長、市民課長、健康医療課長、福祉課長、こども課長、 <u>商工観光課長</u> 、都市計画課長、教育委員会庶務課長、学校教育課長、こども夢づくり課長、生涯学習課長、文化課長、中央公民館長及び図書館長をもって構成する。 3～5 略

(総社市干ばつ対策本部設置要綱の一部改正)

第3条 総社市干ばつ対策本部設置要綱(平成17年総社市告示第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(組織) 第3条 略 2 本部長は市長, 副本部長は副市長及び政策監, 部長は総合政策部長, 総務部長, 市民生活部長, 産業部長, 建設部長及び環境水道部長, 班長は危機管理室長, 財政課長, <u>財産管理課長</u> , 環境課長, 地域応援課長, 土木課長, 農林課長及び上水道課長をもって充て, その所掌事務は別表のとおりとする。 3～7 略	(組織) 第3条 略 2 本部長は市長, 副本部長は副市長及び政策監, 部長は総合政策部長, 総務部長, 市民生活部長, 産業部長, 建設部長及び環境水道部長, 班長は危機管理室長, 財政課長, 環境課長, 地域応援課長, 土木課長, 農林課長及び上水道課長をもって充て, その所掌事務は別表のとおりとする。 3～7 略

(総社市企業誘致推進本部設置要綱の一部改正)

第4条 総社市企業誘致推進本部設置要綱(平成17年総社市告示第86号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には, 当該改正部分を当該改正後部分に改め, 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には, 当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(組織) 第3条 略 2 略 3 委員は, 教育部長, 総合政策部長, 産業部長, 建設部長, 環境水道部長, 文化課長, 政策調整課長, 上水道課長, 下水道課長, 農林課長, 土木課長及び都市計画課長をもって充てる。 4及び5 略  (庶務) 第7条 本部の庶務は, <u>企業誘致商工振興課</u> において処理する。	(組織) 第3条 略 2 略 3 委員は, 教育部長, 総合政策部長, 産業部長, 建設部長, 環境水道部長, 文化課長, 政策調整課長, 上水道課長, 下水道課長, 農林課長, <u>商工観光課長</u> , 土木課長及び都市計画課長をもって充てる。 4及び5 略  (庶務) 第7条 本部の庶務は, <u>企業誘致対策室</u> において処理する。

改正後	改正前

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。